

nikko am

日興アクティブバリュー

追加型投信／国内／株式 自動けいぞく投資適用

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。



設定・運用は

日興アセットマネジメント

日興アクティブバリュー

追加型投信／国内／株式 自動けいぞく投資適用



設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

「日興アクティブバリュー」(マザーファンドを含みます。)は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

- ◆この目論見書により行なう「日興アクティブバリュー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年1月25日に関東財務局長に提出しており、平成22年1月26日にその効力が発生しております。
- ◆当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようしてください。
- ◆「日興アクティブバリュー」は、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

基準価額、販売会社などにつきましては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

■当ファンドのリスクについて

- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行者の財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。
- ・当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「流動性リスク」および「信用リスク」などがあります。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドのリスク」をご覧ください。

■当ファンドの手数料などについて

《お申込時、ご換金（解約）時にご負担いただく費用》

申込手数料 (1口当たり)	基準価額に対し3.15%（税抜3%）以内 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金（解約）手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

《信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用》

信託報酬	純資産総額に対し 年率1.596%（税抜1.52%）
監査費用	純資産総額に対し 年率0.0084%（税抜0.008%）以内
売買委託手数料など*	・組入有価証券の売買委託手数料 ・借入金の利息 ・立替金の利息 など

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「費用・税金」をご覧ください。

*売買委託手数料などについては、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。

当ファンドの手数料などの合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

目次

目次

基本情報

運用の内容

手続きと費用

運用の状況

その他

基本情報について

ファンドの概要	1
商品分類および属性区分	3

運用の内容について

ファンドの特色	5
投資方針	7
投資方針	
投資対象	
分配方針	
投資制限	
ファンドのリスク	10
ファンドの仕組み・体制	11
ファンドの仕組み	
運用体制・リスク管理体制	

手続きと費用について

取得申込み手続き	14
換金手続き	16
費用・税金	18

運営方法について

管理および運営	22
基準価額	
償還	
信託約款の変更	
異議の申立て	
公告	
その他	

運用の状況について

ファンドの運用状況	28
財務ハイライト情報	33

その他

約款	35
用語集	49

ファンドの概要

ファンドの名称	日興アクティブバリュー (以下「ファンド」といいます。)
商品分類	追加型投信／国内／株式 ▶ 詳しくは、後述の『商品分類および属性区分』をご覧ください。
ファンドの目的	長期的な観点から、わが国の株式市場全体(TOPIX(東証株価指数))の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。 ▶ 詳しくは、後述の『投資対象』をご覧ください。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ▶ 詳しくは、後述の『投資制限』をご覧ください。
主なリスク	・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ▶ 詳しくは、後述の『ファンドのリスク』をご覧ください。
信託報酬	純資産総額に対し年率1.596% (税抜1.52%) ▶ 詳しくは、後述の『費用・税金』をご覧ください。
信託期間	平成24年10月25日まで(平成9年10月31日設定) ▶ 詳しくは、後述の『償還』をご覧ください。
決算日	毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ▶ 詳しくは、後述の『分配方針』をご覧ください。
運用報告書の作成	委託会社は、毎期決算後および償還後に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

■ 商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申しあげます。

基本情報について

取得・換金(解約)について

取得・解約取扱時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時まで
申込価額	取得申込受付日の基準価額
申込手数料	販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込代金の支払い	販売会社が指定する日までにお支払いください。
解約価額	解約請求受付日の基準価額
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
解約単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

主な用語の解説

●信託報酬(しんたくほうしゅう)

投資信託の運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。

●運用報告書(うんようほうこうしょ)

投資家に対して、運用状況（期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況など）に関する情報を報告する書類のことです。

●信託財産留保額(しんたくざいさんりゅうほがく)

投資信託を解約される投資家の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

→ 本書で用いている専門的な用語については、後述の『用語集』をご覧ください。

商品分類および属性区分

商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

基本情報について

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本	
	年2回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	欧州	ファミリーファンド
	年6回 (隔月)	アジア	
	年12回 (毎月)	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング	

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

1

ファンダメンタルズ分析とバリュエーション分析により、割安と判断される銘柄に投資します。

・主として、「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券への投資を通じて、①ボトムアップ・アプローチによる個別企業のファンダメンタルズ分析を行ない、②ファンダメンタルズ分析の結果を重視し、株価の割安性（バリュー）を多面的に分析し、割安な銘柄に投資を行ないます（ファミリーファンド方式※）。

・なお、株式などへ直接投資することもあります。

※後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

<ファンダメンタルズ分析>

企業訪問を中心としたボトムアップ・アプローチにより、個別企業のファンダメンタルズを分析

<バリュエーション分析>

ファンダメンタルズ分析をベースに、個別企業ごとに株価水準を多面的に分析し、ファンダメンタルズに対し割安である銘柄を選定

ポートフォリオの構築

リスク分析

※最終組入銘柄は、各種のリスク分析を行なったうえで決定します。

※組入銘柄の見直しは、市況環境などに応じ隨時行ないます。

※上記は有価証券届出書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

◆ファンダメンタルズ

ファンダメンタルズとは、利益水準、キャッシュフロー、資産価値などの企業の現在あるいは将来における内在価値をいいます。

◆ボトムアップ・アプローチ

ボトムアップ・アプローチとは、ファンドマネジャー、企業調査アナリストが直接企業訪問するなどして行なった調査に基づき、個別銘柄を分析する手法です。

運用の内容について

2

長期的な観点から、わが国の株式市場全体（TOPIX（東証株価指数））の動きを上回る投資成果の獲得をめざします。

長期的な観点から、わが国の株式市場全体（TOPIX（東証株価指数））の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

3

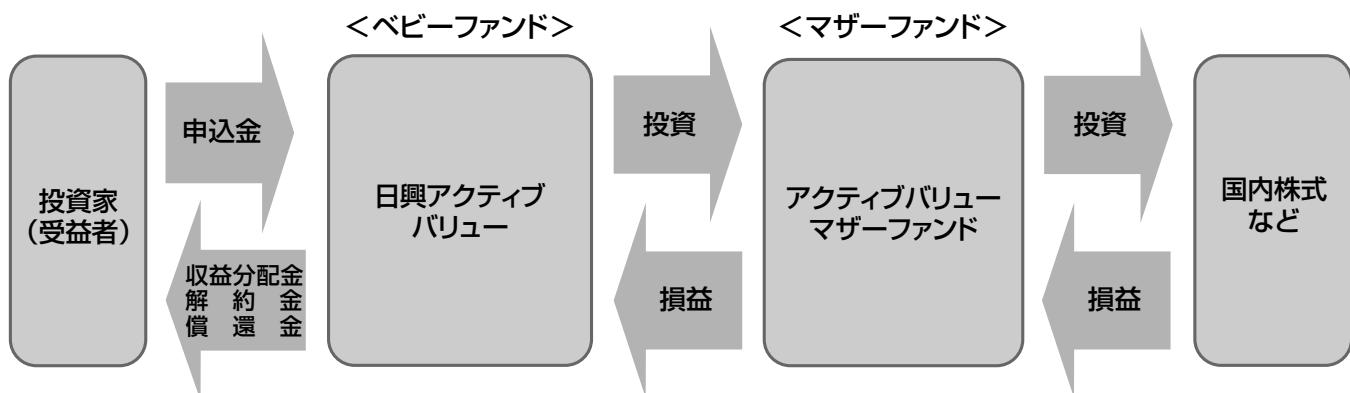
実質的な株式組入比率は、原則として100%を維持します。

- ・「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券および株価指数先物取引を含む実質的な株式組入比率は100%を保つことを基本とします。
- ・市況環境などの変化に基づいた実質株式組入比率の変更は原則として行ないません。

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

運用の内容



投資方針

投資方針

- ・「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式に投資を行ない、株価指数先物取引を含む実質的な株式組入比率は100%を保つことを基本とします。市況環境などの変化に基づいた実質株式組入比率の変更は原則として行いません。
- ・株式への投資にあたっては、①ボトム・アップ・アプローチによる個別企業のファンダメンタルズ分析を行ない、②ファンダメンタルズ分析の結果を重視し、株価の割安性（バリュー）を多面的に分析し、割安な銘柄を選定します。
- ・最終組入銘柄は各種のリスク分析を行なったうえで決定します。
- ・組入銘柄の見直しは、市況環境などに応じ隨時行ないます。
- ・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象

「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

※その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

運用の内容について

投資対象とするマザーファンドの概要

アクティブバリュー マザーファンド

運用の基本方針

基本方針	長期的な観点からわが国の株式市場全体(TOPIX(東証株価指数)*)の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・株価指数先物取引を含む実質的な株式組入比率は100%を保つことを基本とします。市況環境などの変化に基づいた実質株式組入比率の変更は原則として行ないません。 ・株式への投資にあたっては、①ボトムアップ・アプローチによる個別企業のファンダメンタルズ分析を行ない、②ファンダメンタルズ分析の結果を重視し、株価の割安性(バリュー)を多面的に分析し、割安な銘柄を選定します。 ・最終組入銘柄は各種のリスク分析を行なったうえで決定します。 ・組入銘柄の見直しは、市況環境などに応じ隨時行ないます。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	없습니다。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
信託期間	無期限(平成13年10月26日設定)
決算日	毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)

*TOPIX(東証株価指数)は、東京証券取引所第一部に上場されている普通株式全銘柄(算出対象除外後の整理ポスト割当銘柄および算出対象組入前の新規上場銘柄を除きます。)の浮動株調整後の時価総額を指数化したもので、市場全体の動向を反映するものです。

TOPIXの指標値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指標の算出、指標値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

分配方針

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

投資制限

約款に定める投資制限

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は行ないません。

※その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

運用の内容について

ファンドのリスク

ファンドのリスク

- ・当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を充分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

■他の留意事項

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

●解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

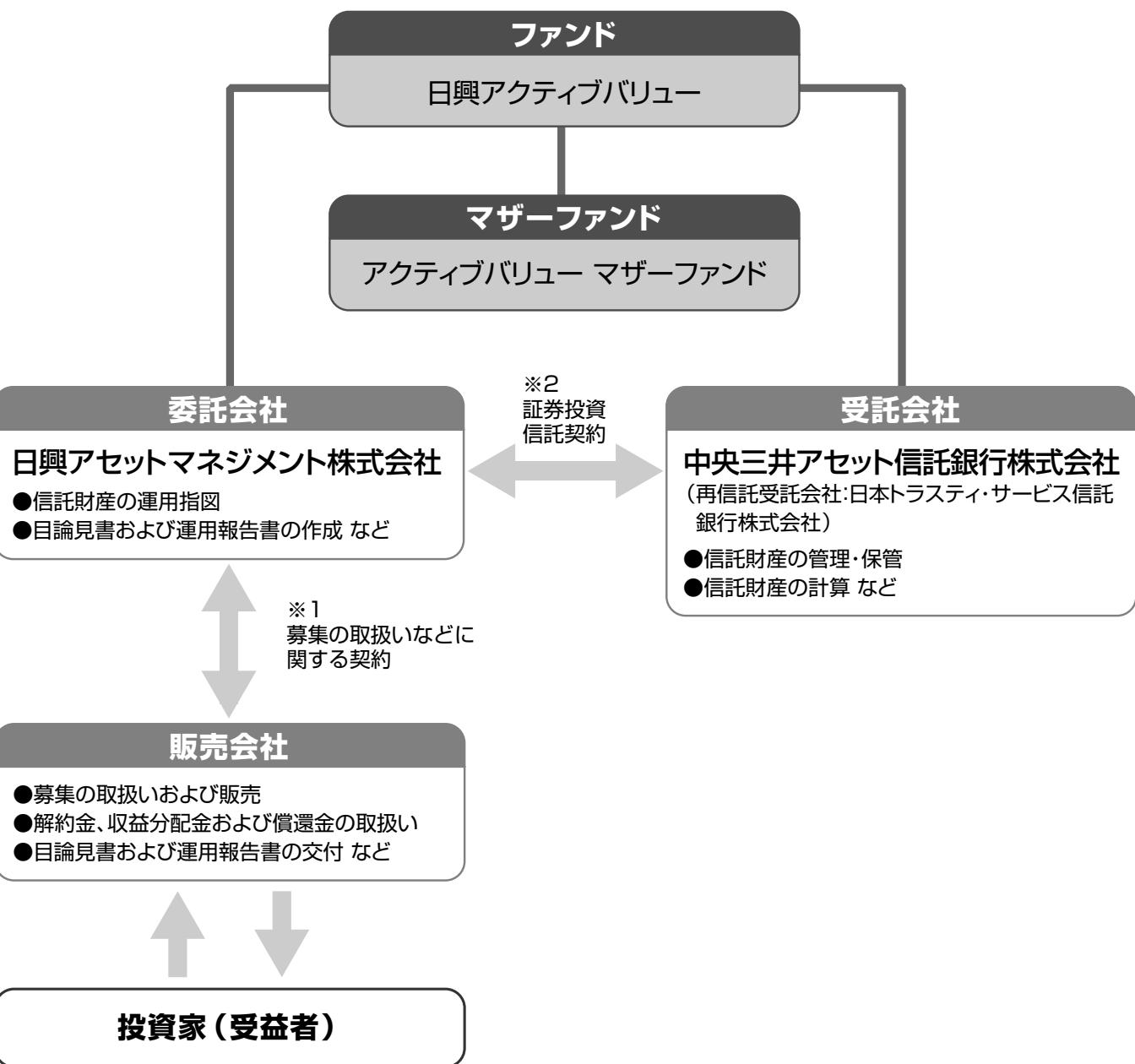
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

●法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

ファンドの仕組み・体制

ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

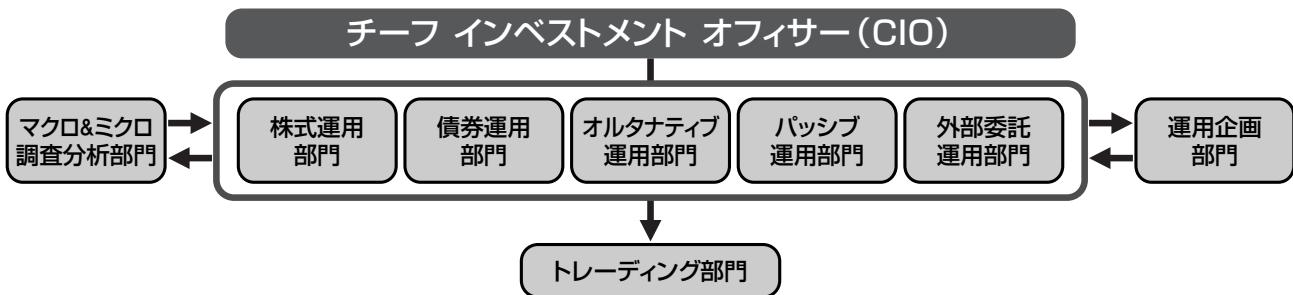
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

運用の内容について

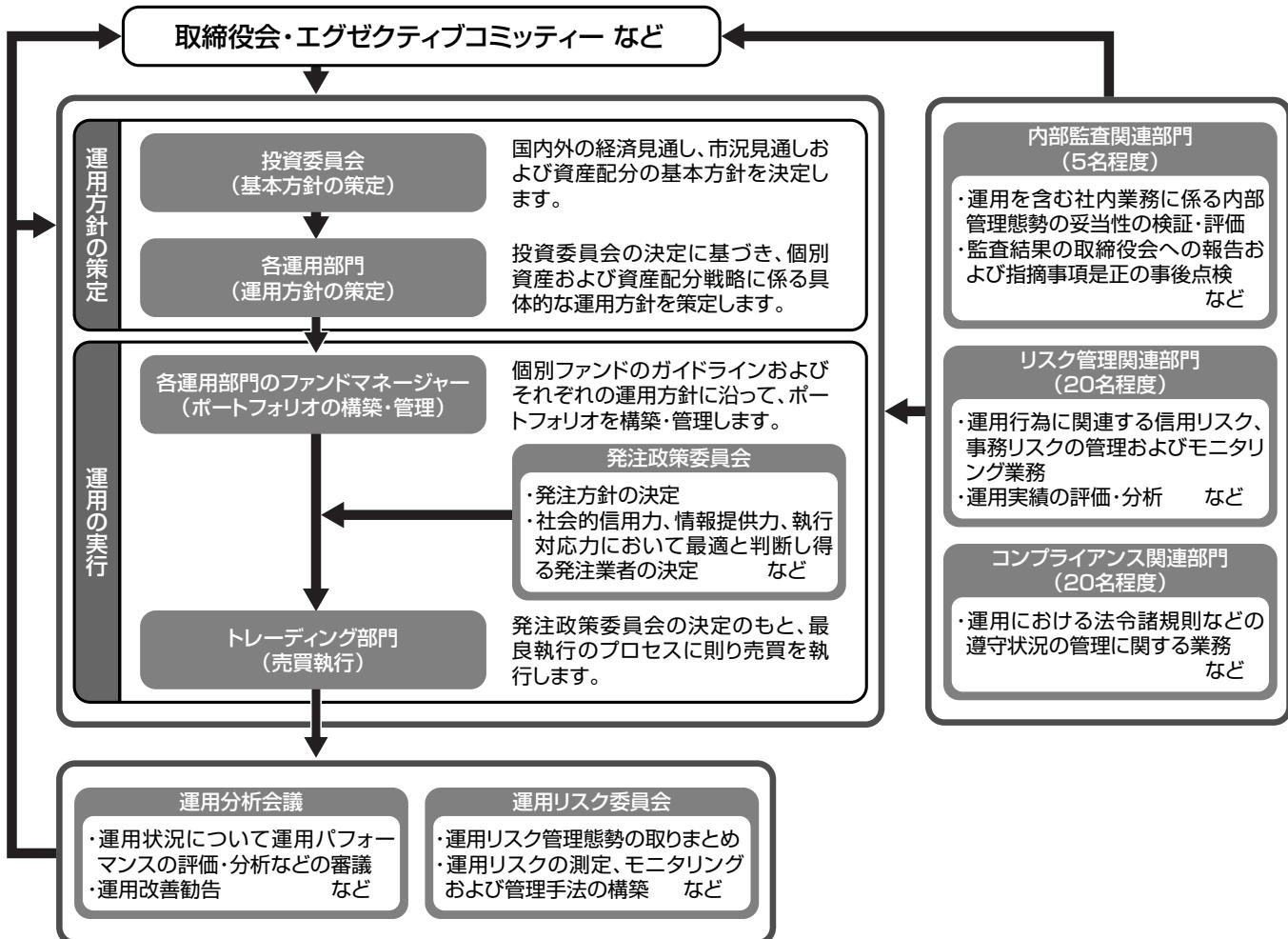
運用体制・リスク管理体制

運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

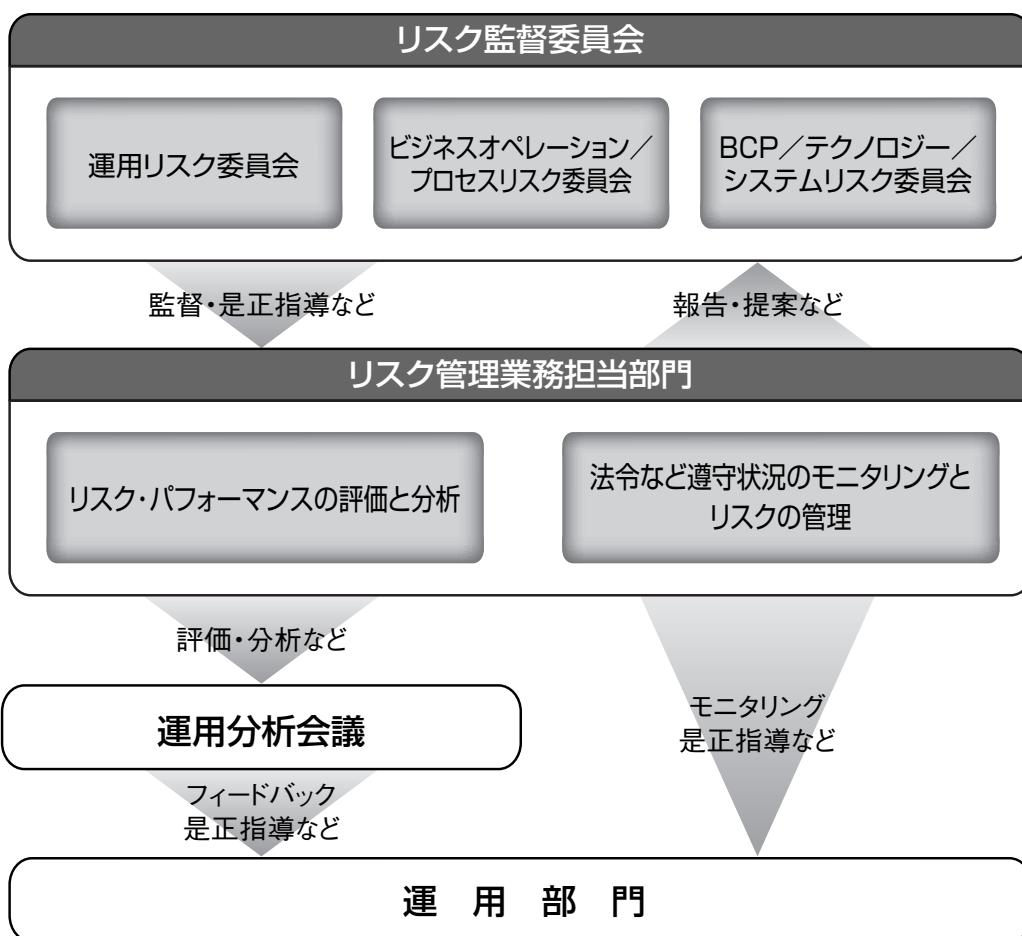


委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

リスク管理体制



■ 全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■ リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■ 法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

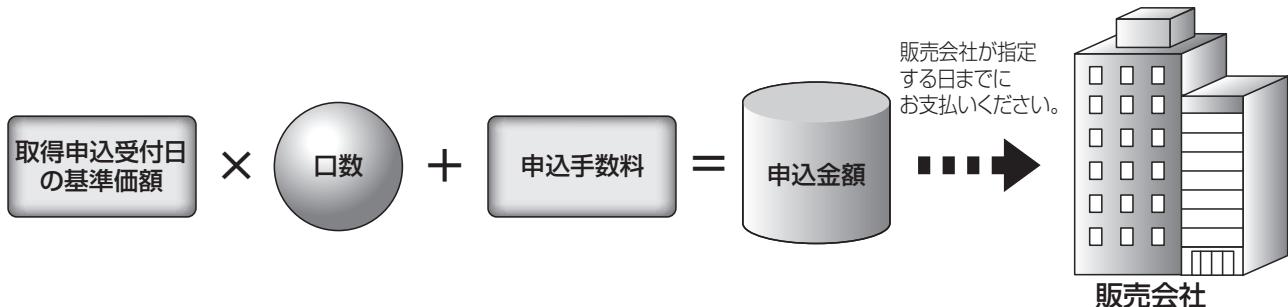
法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果についてはリスク監督委員会、あるいはその部門別委員会へ報告され運用部門には是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

手続きと費用について

取得申込み手続き

<申込みについて(イメージ図)>



*申込手数料には消費税等相当額がかかります。

申込みの方法など	
申込方法	販売会社所定の方法でお申し込みください。
コースの選択	収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。 分配金再投資コース…収益分配金を自動的に再投資するコースです。 分配金受取りコース…収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
申込取扱場所	販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込みの時間など	
申込みの受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
申込期間	平成22年1月26日から平成23年1月25日までとします。 ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

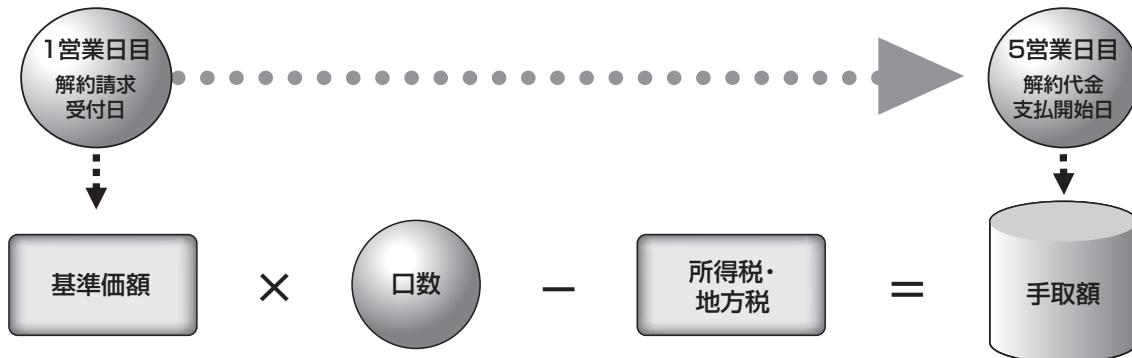
申込みの金額など	
申込価額	取得申込受付日の基準価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込手数料	販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。 ・申込手数料の額（1口当たり）は、申込価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。 ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。 ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
申込金額	申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込代金の支払い	取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払ください。
その他	
受付の中止 および取消	委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。 ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

手続きと費用について

換金手続き

《解約請求による換金》

<換金(解約)について(イメージ図)>



換金(解約)の時間など	
解約の受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
解約制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金(解約)の金額など	
解約価額	解約請求受付日の基準価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
手取額	1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、後述の「費用・税金」をご覧ください。
解約単位	1口単位 ※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
その他	
受付の中止および取消	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

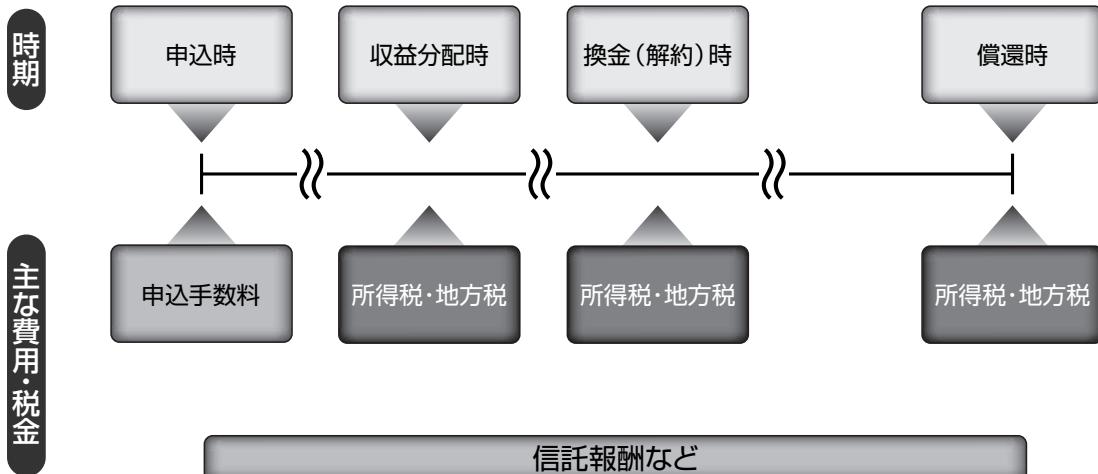
《買取請求による換金》

買取りの受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
買取制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
買取価額	買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「費用・税金」をご覧ください。
買取手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
手取額	1口当たりの手取額は、当該買取価額となります。
買取単位	1口単位 ※販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
受付の中止 および取消	販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。

手続きと費用について

費用・税金

<ご負担いただく主な費用・税金の概要(イメージ図)>



《申込時、収益分配時、換金(解約)時などにご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料 (1口当たり)	基準価額に対し3.15% (税抜3%) 以内
収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し10%*
換金(解約)時 (解約請求)	換金(解約)手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	所得税・地方税	差益(譲渡益)に対し10%*
償還時	所得税・地方税	差益(譲渡益)に対し10%*

*上記の税率は個人の場合であり、法人の場合については、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%となる予定です。詳しくは、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

※申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

※<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

《信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用・税金》

時期	項目	費用・税金					
毎日	信託報酬	純資産総額に対し年率1.596% (税抜1.52%)					
		・信託報酬の配分は、以下の通りとします。					
		販売会社毎の 純資産総額	信託報酬率(年率)				
		合計	委託会社	販売会社	受託会社		
毎日	信託報酬	300億円以下の部分	1.596% (1.52%)	0.651% (0.62%)	0.840% (0.80%)	0.105% (0.10%)	
		300億円超の部分		0.546% (0.52%)	0.945% (0.90%)		
※括弧内は税抜です。							
・信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。							
監査費用		純資産総額に対し年率0.0084% (税抜0.008%) 以内					
隨時	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息など					
・詳しくは、後述の「その他の費用などについて」をご覧ください。							

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

■その他の費用などについて

<売買委託手数料など>

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- 1) 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- 2) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

[投資対象とするマザーファンドに係る費用]

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

手続きと費用について

《課税上の取扱い》

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

・なお、平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%（所得税のみ）となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

原則として、益金不算入制度が適用されます。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

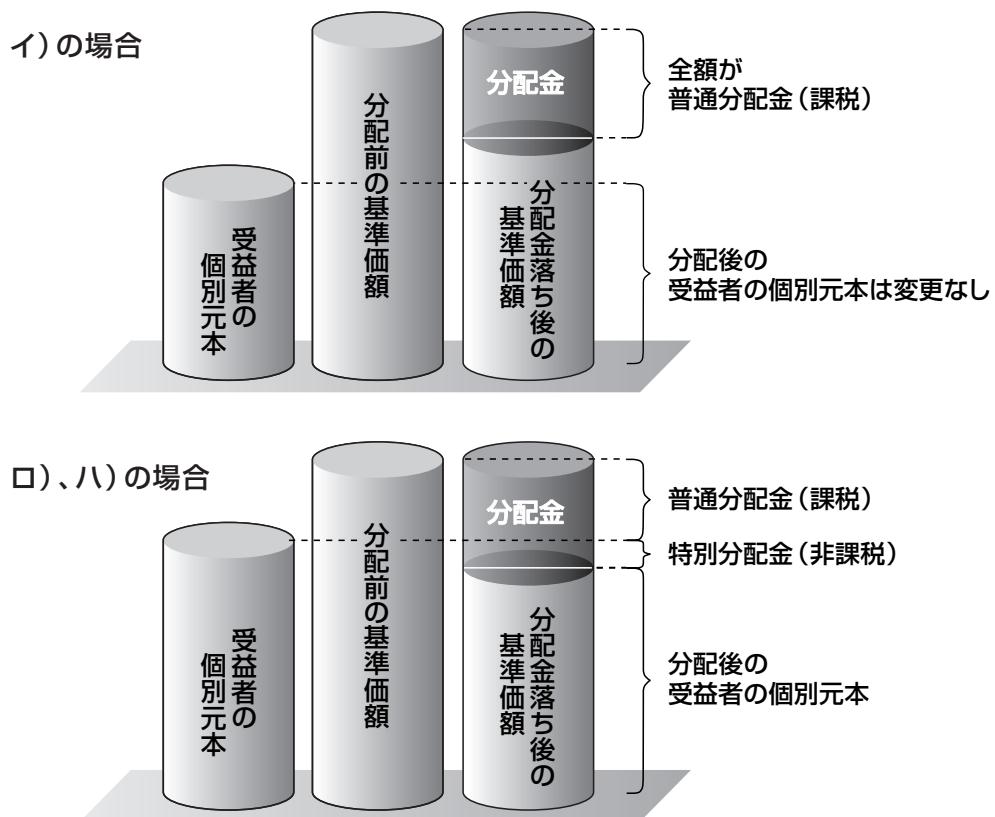
個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と特別分配金

- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

運 営 方 法 に つ い て

管理および運営

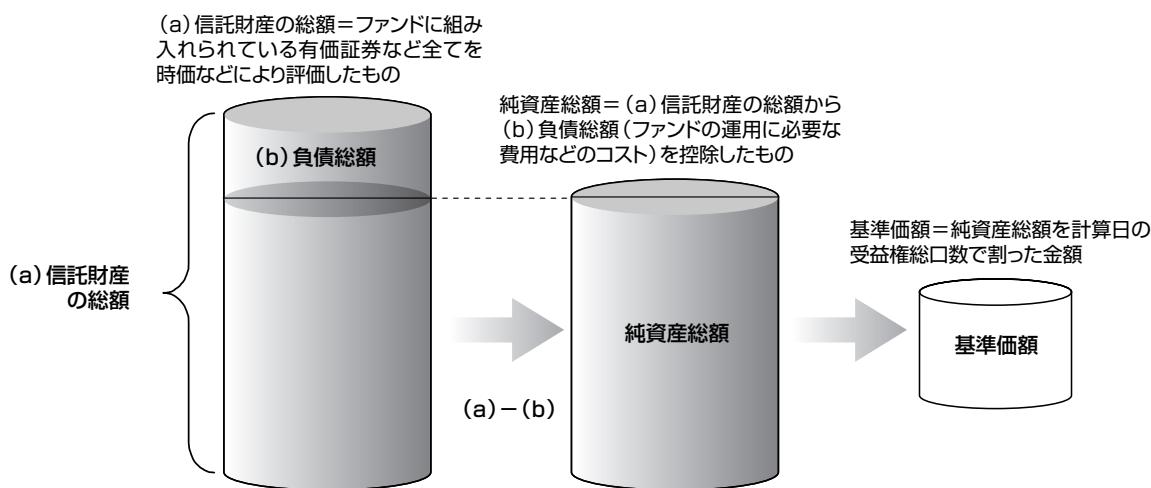
基準価額

基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
国内上場株式	原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

償還

信託期間

平成24年10月25日までとします（平成9年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときなどには、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

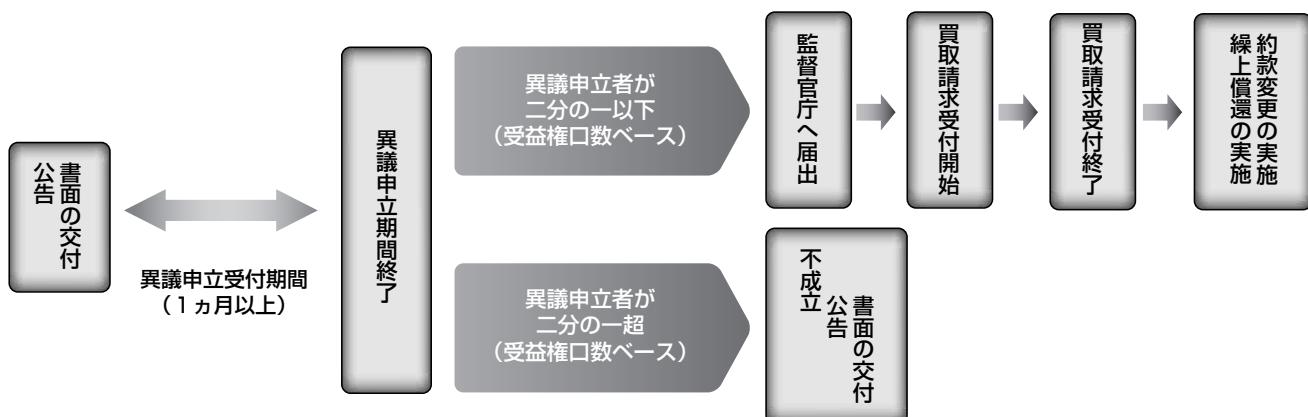
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

運 営 方 法 に つ い て

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

その他

内国投資信託受益証券の形態等

・追加型証券投資信託受益権です。

・格付は取得しておりません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行(売出)価額の総額

5兆円を上限とします。

払込期日および払取扱場所

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

振替機関に関する事項

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

計算期間

毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

委託会社の概況(平成21年12月末現在)

- 1)名称
日興アセットマネジメント株式会社
- 2)代表者の役職氏名
取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
- 3)本店の所在の場所
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 4)資本金
17,363百万円
- 5)沿革
昭和34年:日興證券投資信託委託株式会社として設立
平成11年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 6)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	194,152,500株	98.54%

運 営 方 法 に つ い て

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・収益分配金・償還金受領権
- ・解約請求権
- ・帳簿閲覧権

内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限の内容

①譲渡制限はありません。

②受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
- 2 ファンドの現況
純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、EDINET(エディネット)※でもご覧いただくことができます。

※Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書などを閲覧することができます。

運用の状況について

ファンドの運用状況

以下の運用状況は平成 21 年 10 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,834,998	99.45
日本	2,834,998	99.45
有価証券指数等先物取引(買建)	(8,940)	(0.31)
日本	(8,940)	(0.31)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	15,783	0.55
純資産総額	2,850,782	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<親投資信託受益証券>

通貨国・地域	種類業種	銘柄名	数量又は券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率(%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 —	アクティイバリュー マザーファンド	2,229,824,483	1.3006 1.2714	2,900,081,420 2,834,998,847	99.45

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.45
合計	99.45

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なものの

<有価証券指数等先物取引>

国・地域	銘柄名	種類	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	東証株価指数先物 2009-12	買建	1	9,063,043	8,940,000	0.31
	合計		—	9,063,043	8,940,000	0.31

運用の状況について

(3) 運用実績

① 純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額(円)		純資産総額(百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第3計算期間末(2000年10月25日)	1.0139	1.0239	9,526	9,620
第4計算期間末(2001年10月25日)	0.8531	0.8531	7,609	7,609
第5計算期間末(2002年10月25日)	0.7071	0.7071	5,432	5,432
第6計算期間末(2003年10月27日)	0.8318	0.8318	4,718	4,718
第7計算期間末(2004年10月25日)	0.9307	0.9307	4,862	4,862
第8計算期間末(2005年10月25日)	1.2969	1.3069	5,648	5,691
第9計算期間末(2006年10月25日)	1.5773	1.5873	7,135	7,180
第10計算期間末(2007年10月25日)	1.4917	1.5017	4,970	5,003
第11計算期間末(2008年10月27日)	0.7292	0.7292	2,562	2,562
第12計算期間末(2009年10月26日)	0.9451	0.9451	2,940	2,940

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2008年10月末日	0.8406	2,957
2008年11月末日	0.8100	2,858
2008年12月末日	0.8279	2,873
2009年1月末日	0.7738	2,589
2009年2月末日	0.7413	2,477
2009年3月末日	0.7677	2,563
2009年4月末日	0.8324	2,694
2009年5月末日	0.9087	2,937
2009年6月末日	0.9439	3,029
2009年7月末日	0.9734	3,106
2009年8月末日	1.0043	3,185
2009年9月末日	0.9431	2,974
2009年10月末日	0.9238	2,850

② 分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第3計算期間(1999年10月26日～2000年10月25日)	0.0100
第4計算期間(2000年10月26日～2001年10月25日)	0
第5計算期間(2001年10月26日～2002年10月25日)	0
第6計算期間(2002年10月26日～2003年10月27日)	0
第7計算期間(2003年10月28日～2004年10月25日)	0
第8計算期間(2004年10月26日～2005年10月25日)	0.0100
第9計算期間(2005年10月26日～2006年10月25日)	0.0100
第10計算期間(2006年10月26日～2007年10月25日)	0.0100
第11計算期間(2007年10月26日～2008年10月27日)	0
第12計算期間(2008年10月28日～2009年10月26日)	0

運用の状況について

③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第3計算期間（1999年10月26日～2000年10月25日）	△3.41
第4計算期間（2000年10月26日～2001年10月25日）	△15.86
第5計算期間（2001年10月26日～2002年10月25日）	△17.11
第6計算期間（2002年10月26日～2003年10月27日）	17.64
第7計算期間（2003年10月28日～2004年10月25日）	11.89
第8計算期間（2004年10月26日～2005年10月25日）	40.42
第9計算期間（2005年10月26日～2006年10月25日）	22.39
第10計算期間（2006年10月26日～2007年10月25日）	△4.79
第11計算期間（2007年10月26日～2008年10月27日）	△51.12
第12計算期間（2008年10月28日～2009年10月26日）	29.61

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

運用の状況について

(参考) アクティブバリュー マザーファンド

以下の運用状況は平成 21 年 10 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
株式	3,601,236	98.28
日本	3,601,236	98.28
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	63,039	1.72
純資産総額	3,664,275	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	株式 輸送用機器	トヨタ自動車	38,200	3,650 3,660	139,430,000 139,812,000	3.82
日本円 日本	株式 銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	224,800	470 495	105,656,000 111,276,000	3.04
日本円 日本	株式 輸送用機器	ホンダ	25,900	2,900 2,880	75,110,000 74,592,000	2.04
日本円 日本	株式 銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	21,300	3,140 3,160	66,882,000 67,308,000	1.84
日本円 日本	株式 鉄鋼	新日本製鐵	189,000	354 353	66,906,000 66,717,000	1.82
日本円 日本	株式 卸売業	三井物産	50,900	1,307 1,223	66,526,300 62,250,700	1.70
日本円 日本	株式 証券、商品先物取引業	野村ホールディングス	91,500	654 655	59,841,000 59,932,500	1.64
日本円 日本	株式 輸送用機器	NOK	47,100	1,361 1,227	64,103,100 57,791,700	1.58
日本円 日本	株式 電気機器	東芝	108,000	560 530	60,480,000 57,240,000	1.56
日本円 日本	株式 情報・通信業	日本電信電話	14,800	3,770 3,750	55,796,000 55,500,000	1.51
日本円 日本	株式 証券、商品先物取引業	大和証券グループ本社	105,000	492 491	51,660,000 51,555,000	1.41
日本円 日本	株式 化学	花王	25,100	2,160 2,030	54,216,000 50,953,000	1.39
日本円 日本	株式 電気機器	三菱電機	67,000	746 706	49,982,000 47,302,000	1.29
日本円 日本	株式 非鉄金属	住友電気工業	41,700	1,187 1,125	49,497,900 46,912,500	1.28
日本円 日本	株式 電気機器	キヤノン	13,000	3,650 3,530	47,450,000 45,890,000	1.25
日本円 日本	株式 陸運業	東日本旅客鉄道	7,800	6,230 5,810	48,594,000 45,318,000	1.24
日本円 日本	株式 電気機器	パナソニック	34,700	1,257 1,292	43,617,900 44,832,400	1.22
日本円 日本	株式 電気機器	パナソニック電工	35,000	1,159 1,163	40,565,000 40,705,000	1.11
日本円 日本	株式 卸売業	三菱商事	20,300	2,075 1,977	42,122,500 40,133,100	1.10
日本円 日本	株式 その他金融業	日本証券金融	60,500	718 656	43,439,000 39,688,000	1.08
日本円 日本	株式 繊維製品	セーレン	65,800	578 600	38,032,400 39,480,000	1.08
日本円 日本	株式 不動産業	三菱地所	28,000	1,424 1,404	39,872,000 39,312,000	1.07

運用の状況について

日本円 日本	株式 不動産業	三井不動産	26,000	1,583 1,506	41,158,000 39,156,000	1.07
日本円 日本	株式 不動産業	東京建物	85,000	461 445	39,185,000 37,825,000	1.03
日本円 日本	株式 保険業	損保ジャパン	67,000	560 546	37,520,000 36,582,000	1.00
日本円 日本	株式 非鉄金属	住友金属鉱山	25,000	1,566 1,458	39,150,000 36,450,000	0.99
日本円 日本	株式 情報・通信業	スクウェア・エニックス・ホールディングス	16,000	2,360 2,275	37,760,000 36,400,000	0.99
日本円 日本	株式 化学	イハラケミカル工業	116,000	328 310	38,048,000 35,960,000	0.98
日本円 日本	株式 卸売業	住友商事	39,100	939 900	36,714,900 35,190,000	0.96
日本円 日本	株式 鉄鋼	J F E ホールディングス	11,000	3,130 3,030	34,430,000 33,330,000	0.91

口 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	98.28
電気機器	12.05
輸送用機器	10.74
化学	10.67
銀行業	7.86
卸売業	6.09
不動産業	5.18
非鉄金属	4.48
建設業	3.58
鉄鋼	3.52
証券、商品先物取引業	3.51
小売業	3.50
情報・通信業	3.39
ガラス・土石製品	2.96
陸運業	2.75
医薬品	2.00
食料品	1.80
保険業	1.73
その他製品	1.68
繊維製品	1.61
機械	1.37
鉱業	1.26
電気・ガス業	1.11
その他金融業	1.08
倉庫・運輸関連業	0.78
ゴム製品	0.76
サービス業	0.69
海運業	0.69
石油・石炭製品	0.69
パルプ・紙	0.51
精密機器	0.26
合計	98.28

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

日興アクティブバリュー

<貸借対照表>

(単位：円)

科目	期別	第11期	第12期
		平成20年10月27日現在 金額	平成21年10月26日現在 金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		50,109,026	40,596,531
親投資信託受益証券		2,547,015,670	2,923,300,236
派生商品評価勘定		—	41,957
未収入金		—	7,749,981
前払金		3,846,000	35,000
差入委託証拠金		660,000	330,000
流動資産合計		2,601,630,696	2,972,053,705
資産合計		2,601,630,696	2,972,053,705
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		4,425,001	—
未払解約金		9,453	7,221,145
未払受託者報酬		2,239,639	1,562,346
未払委託者報酬		31,803,727	22,186,155
その他未払費用		179,117	124,931
流動負債合計		38,656,937	31,094,577
負債合計		38,656,937	31,094,577
純資産の部			
元本等			
元本		3,514,904,684	3,111,853,602
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△951,930,925	△170,894,474
（分配準備積立金）		627,438,410	574,239,807
元本等合計		2,562,973,759	2,940,959,128
純資産合計		2,562,973,759	2,940,959,128
負債純資産合計		2,601,630,696	2,972,053,705

運用の状況について

<損益及び剰余金計算書>

(単位：円)

科目	期別	第11期	第12期
		自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		370,805	39,750
有価証券売買等損益		△2,525,412,745	765,550,211
派生商品取引等損益		△16,289,703	3,749,229
営業収益合計		△2,541,331,643	769,339,190
営業費用			
受託者報酬		4,590,381	2,971,106
委託者報酬		65,185,064	42,191,363
その他費用		367,115	237,574
営業費用合計		70,142,560	45,400,043
営業利益又は営業損失(△)		△2,611,474,203	723,939,147
経常利益又は経常損失(△)		△2,611,474,203	723,939,147
当期純利益又は当期純損失(△)		△2,611,474,203	723,939,147
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△140,768,240	69,569,768
期首剰余金又は期首次損金(△)		1,638,313,092	△951,930,925
剰余金増加額又は欠損金減少額		197,150,237	157,432,154
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	157,432,154
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		197,150,237	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		316,688,291	30,765,082
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		316,688,291	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	30,765,082
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△951,930,925	△170,894,474

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

項目	期別	第11期 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第12期 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 デリバティブ取引	親投資信託受益証券 同左 デリバティブ取引	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法			
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成19年10月26日から平成20年10月27日までとなっております。	当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成20年10月28日から平成21年10月26日までとなっております。	同左

約款

<追加型証券投資信託 日興アクティブバリュー>

運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、長期的な観点からわが国の株式市場全体（東証株価指数）の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運用方法

(1) 投資対象

アクティブバリュー マザーファンド受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

アクティブバリュー マザーファンド受益証券に投資を行ない、株価指數先物取引を含む実質的な株式組入率は100%を保つことを基本とします。市況環境等の変化に基づいた実質株式組入率の変更は原則として行ないません。

株式への投資にあたっては、①ボトム・アップ・アプローチによる個別企業のファンダメンタル分析を行ない、②ファンダメンタル分析の結果を重視し、株価の割安性（バリュー）を多面的に分析し、割安な銘柄を選定します。

最終組入れ銘柄は各種のリスク分析を行なったうえで決定します。

組入れ銘柄の見直しは、市況環境等に応じ隨時行ないます。

株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

(2) 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(4) 外貨建資産への投資は行ないません。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

そ の 他

追加型証券投資信託　日興アクティブバリュー　約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金136億9,093万7,728円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成24年10月25日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については136億9,093万7,728口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以後に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第46条に規定する委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第10条 委託者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。ただし、第45条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第46条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に3%の率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の手数料は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものとします。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取

そ の 他

請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。) をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の基準価額とすることができます。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑦ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第45条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以後に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第11条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

- 第12条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

- 第13条 (削除)
(記名式の受益証券の再交付)

- 第14条 (削除)
(毀損した場合等の再交付)

- 第15条 (削除)
(受益証券の再交付の費用)

- 第16条 (削除)
(投資の対象とする資産の種類)

- 第16条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。
1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条、

第23条および第24条に定めるものに限ります。)

3. 金銭債権

4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第17条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 アクティビバリュー マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号までの証券の性質を有するもの

10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをい、マザーファンドの受益証券を除きます。）

11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの

12. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）

14. 預託証書（金融商品取引法第2条第20号で定めるものをいいます。）

15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書および第14号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号の証券ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除ます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分

そ の 他

の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条の2ならびに第17条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第19条から第27条までおよび第33条から第35条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

そ
の
他

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第28条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みま

そ の 他

す。) を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められる
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されて
- いること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第29条 (削除)

(混藏寄託)

第30条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混藏寄託することができるものとします。

(一括登録)

第31条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をできる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
(受託者による資金の立替え)

- 第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第38条 この信託の計算期間は、毎年10月26日から翌年10月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成9年10月31日から平成10年10月25日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

- 第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

- 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

- 第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

そ の 他

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第43条（削除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第46条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第47条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。

この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第49条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第48条第1項により委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第49条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第46条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日から当該受益者に支払います。

- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融

商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第46条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第47条 受益者が、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第45条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第48条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。
- ③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消すことができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

(一部解約)

第49条 受益者（前条の委託者の指定する第一種金融商品取引業者を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下すこととなった場合には、第50条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

そ の 他

第49条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがうものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継することができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託契約の変更)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第55条の2 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第56条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

そ の 他

附 則

- 第1条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の義務権利関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 変更後の第40条の規定は、平成11年7月1日より適用するものとします。
- 第3条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。
- ② 変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。
- 第4条 変更後の第41条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 第5条 変更後の第10条の規定は、平成18年7月26日以降の取得申込について適用します。
- 第6条 第45条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権口数で除して得た額）とみなすものとします。
- 第7条 変更後の第48条の各規定は、平成12年4月3日以降の買取請求より適用します。
- 第8条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条および第11条から第16条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第9条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成9年10月31日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都港区芝三丁目23番1号
受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社

用語集

※投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

委託会社（委託者）

いたくがいしゃ（いたくしゃ）

投資信託の運用を行なう会社です。

解約価額

かいやくかがく

投資信託を解約請求によって換金する時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことです。

解約請求（解約）

かいやくせいかゆう（かいやく）

投資信託の換金方法の一つで、受益者が販売会社を通じて委託会社に解約を請求することです。（なお、受益者が販売会社に受益権の買取りを請求する換金方法を買取請求（買取）といいます。）

繰上償還

くりあげしょうかん

信託期間を繰り上げて信託（運用）を終了させることです。

自動けいぞく投資

じどうけいぞくとうし

販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することをいいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。

収益分配

しゅうえきぶんぱい

投資信託の決算期末に、運用によって得た収益などを保有口数に応じて受益者に分配することです。また、その分配される金額を収益分配金または分配金といいます。

受益者

じゅえきしゃ

投資信託を購入した投資家のことです。

純資産総額

じゅんしさんそうがく

信託財産の総額（信託財産に属する資産を時価などで評価して得た金額）から負債総額（運用に必要な費用などのコスト）を控除した金額のことです。

償還

しょうかん

投資信託の信託契約を解約し、信託（運用）を終了することです。

信託期間

しんたくきかん

信託財産を運用する期間のこと、運用開始日（設定日）から運用終了日（償還日）までのことです。

信託財産

しんたくざいさん

投資信託が保有するすべての資産（組入有価証券、現金など）のことです。

ファンドマネージャー

投資信託の運用を行なう人（金融資産を運用する専門家）のことです。

ポートフォリオ

株式や債券など、複数の資産や銘柄の組合せ、あるいはそうした資産構成のことです。

**目論見書
(投資信託説明書)**もくろみしょ
(どうししんたくせつめいしょ)

投資家に交付することが義務づけられている投資信託の説明資料です。投資家が投資信託を購入するにあたって知っておくべき重要な情報（特色、運用方針、信託報酬、手数料など）が記載されています。

目論見書には、お申込みの際にあらかじめまたは同時に投資家に交付される「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。

約款（信託約款）

やっかん（しんたくやっかん）

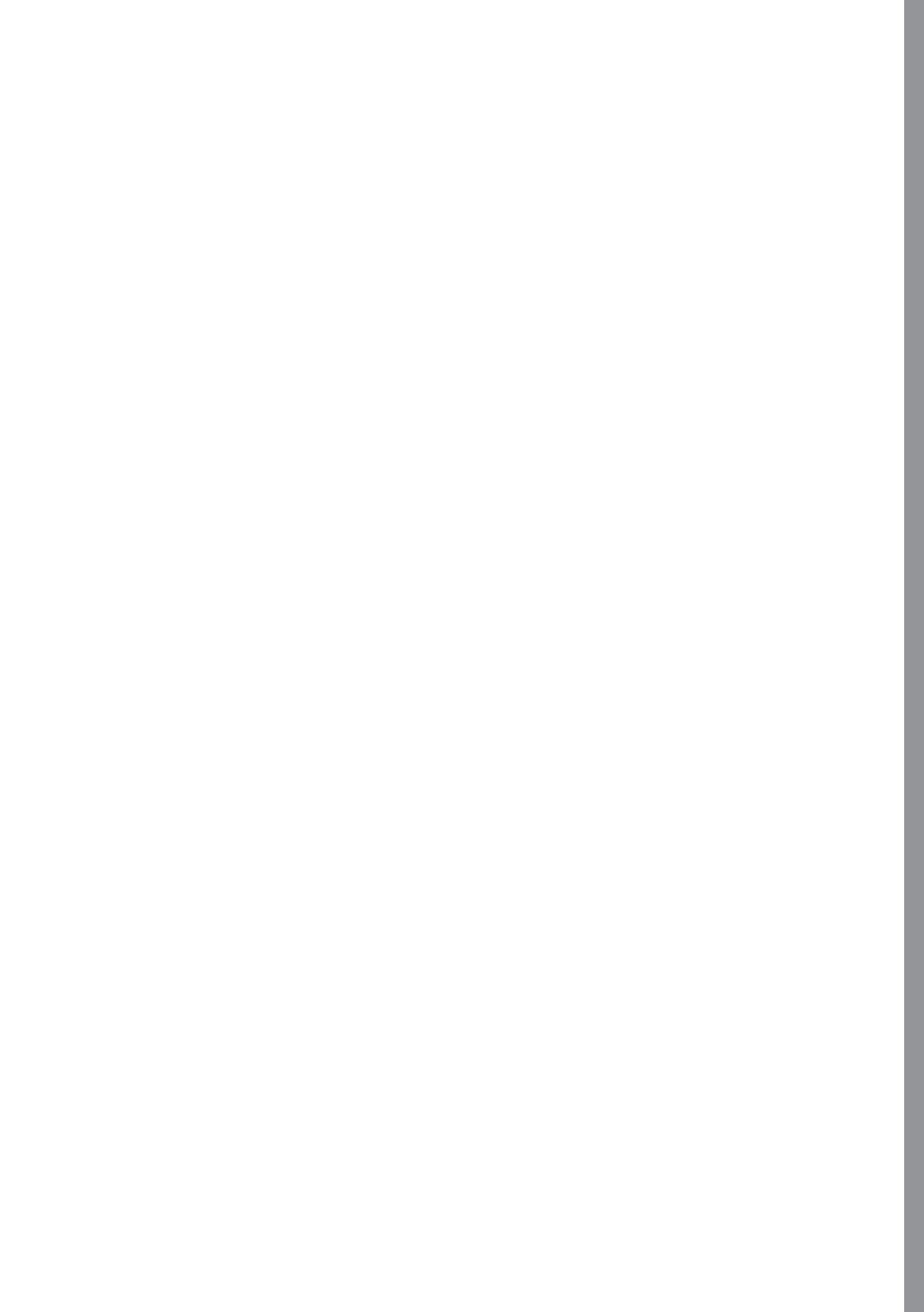
投資信託の仕組みや運営、管理などの詳細について規定したものをいいます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結しています。

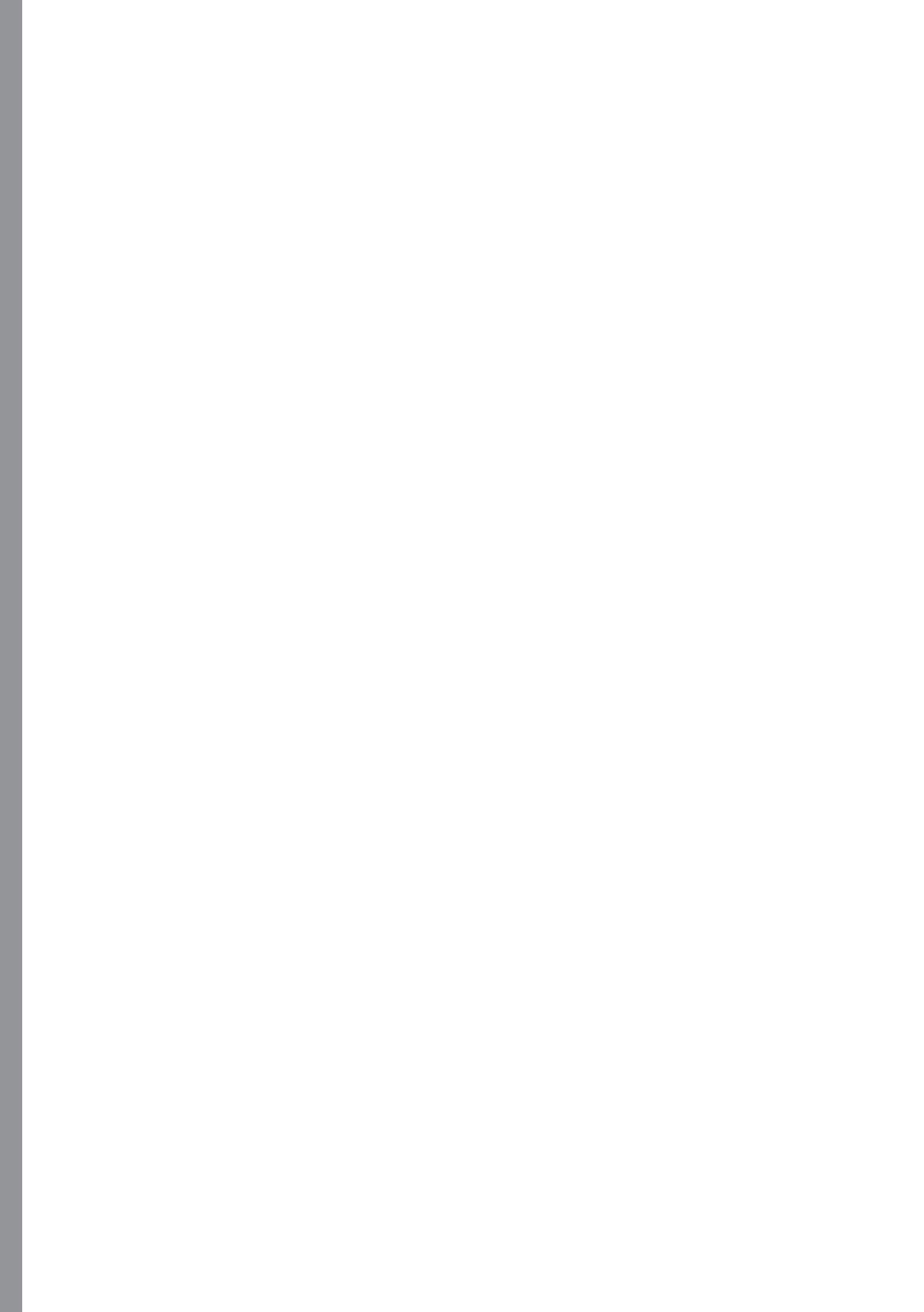
リスクとリターン

投資によって得られる収益をリターンといい、その収益を獲得するにあたっての不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、その逆にリスクが低いとリターンは低くなります。

日興アセットマネジメントの照会先
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。







日興アクティブバリュー

追加型投信／国内／株式 自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

「日興アクティブバリュー」（マザーファンドを含みます。）は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

◆この目論見書により行なう「日興アクティブバリュー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 22 年 1 月 25 日に関東財務局長に提出しており、平成 22 年 1 月 26 日にその効力が発生しております。

◆「日興アクティブバリュー」は、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

－ 目 次 －

	頁
第 1 ファンドの沿革	1
第 2 手続等	1
第 3 管理及び運営	4
第 4 ファンドの経理状況	6
第 5 設定及び解約の実績	15

第1 ファンドの沿革

平成 9年 10月 31日	ファンドの信託契約締結、運用開始
平成 13年 10月 26日	ファミリーファンド方式の導入
平成 18年 10月 25日	信託期間の更新 (信託終了日を平成 19年 10月 25 日から平成 24年 10月 25 日へ変更)

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払ください。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(9) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められます。

(10) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2 換金（解約）手続等

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(6) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

<買取請求による換金>

(1) 買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したもの当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、当該買取価額となります。

(6) 買取単位

1口単位

※販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 受付の中止および取消

- ・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

平成24年10月25日までとします（平成9年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 計算期間

毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) その他

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるととき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号。その後の改正を含みます。)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成19年10月26日から平成20年10月27日まで)及び第12期計算期間(平成20年10月28日から平成21年10月26日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月3日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興アクティブバリューの平成19年10月26日から平成20年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アクティブバリューの平成20年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年12月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

佐々木 肇 27

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

和田 淳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興アクティブバリューの平成20年10月28日から平成21年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アクティブバリューの平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 貸借対照表

科目	期別		第11期 平成20年10月27日現在		第12期 平成21年10月26日在	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
資産の部						
流動資産						
コール・ローン	50,109,026	40,596,531			370,805	39,750
親投資社債益証券	2,547,015,670	2,923,300,236			△2,525,412,745	765,550,211
派生商品評価勘定	-	41,957			△2,16,289,703	3,749,229
未取入金	-	7,749,981			△2,541,331,643	769,339,190
前払金	3,846,000	35,000				
差入委託証拠金	660,000	330,000				
流動資産合計	2,601,630,696	2,972,053,705				
資産合計	2,601,630,696	2,972,053,705				
負債の部						
流動負債						
派生商品評価勘定	4,425,001	-				
未払賃給金	9,453	7,221,145			△2,611,474,203	723,939,147
未払受託者報酬	2,239,639	1,562,346			△140,768,240	69,569,768
未払委託者報酬	31,803,727	22,186,155				
その他未払費用	179,117	124,931			1,638,313,092	△361,930,925
流動負債合計	38,656,337	31,094,577			197,150,237	157,432,154
負債合計	38,656,337	31,094,577				
純資産の部						
元本等	3,514,904,684	3,111,853,602				
剩余金						
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△651,930,225	△170,884,474			-	-
(△)配準備積立金	627,438,410	574,239,807			△951,930,925	△170,894,474
元本等合計	2,562,973,759	2,940,959,128				
純資産合計	2,562,973,759	2,940,959,128				
負債純資産合計	2,601,630,696	2,972,053,705				

(2) 損益及び剰余金計算書

科目	期別		第11期 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日		第12期 自 平成20年10月26日 至 平成21年10月26日	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
営業収益						
受取利息			370,805		39,750	
有価証券売買等利益			△2,525,412,745		765,550,211	
派生商品取引等損益			△2,16,289,703		3,749,229	
営業収益合計			△2,541,331,643		769,339,190	
営業費用						
受託者報酬			4,590,381		2,971,106	
委託者報酬			65,185,064		42,191,363	
その他費用			367,115		237,574	
営業費用合計			70,142,560		45,400,043	
営業利益又は営業損失(△)			△2,611,474,203		723,939,147	
経常利益又は経常損失(△)			△2,611,474,203		723,939,147	
当期純利益又は当期純損失(△)			△2,611,474,203		723,939,147	
一部解約に伴う当期純利益の分配額又は一部解約に伴う当期純損失の分配額(△)			△140,768,240		69,569,768	
期首剰余金又は期首欠損金(△)			1,638,313,092		△361,930,925	
剰余金増加額又は欠損金減少額			197,150,237		157,432,154	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			-		157,432,154	
当期追加信託に伴う欠損金増加額又は欠損金減少額			197,150,237		-	
剰余金減少額又は欠損金増加額			316,688,291		30,765,082	
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			316,688,291		-	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			-		30,765,082	
分配金						
期末剰余金又は期末欠損金(△)			△951,930,925		△170,894,474	

(3) 注記表

(有価証券に関する注記)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第11期(自 平成19年10月26日至 平成20年10月27日)

項目	期別	第11期 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第12期 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券 合計 2,547,015,670
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引	個別法に基づき原則として時価評価してお評価します。	個別法に基づき原則として時価評価してお評価します。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日であります。うち、該当日に最も近い日とある日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成20年10月26日から平成21年10月27日までとなております。	当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日であります。うち、該当日に最も近い日とある日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成20年10月26日から平成21年10月27日までとなっております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

第11期 平成20年10月27日現在	第12期 平成21年10月26日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	3,331,927,892 円 874,835,276 円 691,858,484 円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	3,514,904,684 口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は170,894,474円あります。	3,111,853,602 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第12期 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日		
A 分配金の計算過程 計算期末における費用控除後の配当収益	A 10,557,197 円 B 有価証券売買等損益 C 信託約款に定める収益調整金 D 信託約款に定める分配準備積立金 E 分配対象収益 (A+B+C+D) F 分配対象収益 (1口当たり) G 分配金額 (1口当たり) H 分配金額 (1万口当たり)	B 0 円 848,934,087 円 616,881,213 円 1,476,372,497 円 0,4200 円 0 円 0 円 0 円	C 0 円 781,276,597 円 526,004,738 円 1,355,516,404 円 0,1355 4,355 0 0 0
		D 信託約款に定める分配準備積立金 E 分配対象収益 (A+B+C+D) F 分配対象収益 (1口当たり) G 分配金額 H 分配金額 (1口当たり)	1,355,516,404 0,1355 4,355 0 0 0
		E 分配対象収益 (1口当たり) F 分配対象収益 (1万口当たり) G 分配金額 H 分配金額 (1万口当たり)	0 4,355 0 0
			0 0 0 0 0

II 取引の時価等に関する事項

(4) 附屬明細表

(株式関連)			第11期(平成20年10月27日現在)			(単位:円)		
区分	種類	契約額等	時価	評価損益				
			うち1年超					
市場取引	株価指數先物取引 買建	11,911,000	-	7,490,000	△4,421,000			
	合計	11,911,000	-	7,490,000	△4,421,000			

(株式関連)			第12期(平成21年10月26日現在)			(単位:円)		
区分	種類	契約額等	時価	評価損益				
			うち1年超					
市場取引	株価指數先物取引 買建	9,060,000	-	9,105,000	45,000			
	合計	9,060,000	-	9,105,000	45,000			

(注) 時価の算定方法

- 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
- 2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
- 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第11期			第12期		
平成20年10月27日現在			平成21年10月26日現在		
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7292円 (7.292円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9451円 (9.451円)		

(参考)

(2) 注記表

当ファンドは「アクティブバリューマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「アクティブバリューマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

アクティブバリューマザーファンド

		対象年月日	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
科目		金額	金額	
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		88,379,795	27,739,311	
株式		3,887,295,800	3,710,452,400	
未収入金		14,622,662	27,744,705	
未収配当金		50,854,920	25,169,750	
流動資産合計		4,041,153,177	3,791,106,166	
資産合計		4,041,153,177	3,791,106,166	
負債の部				
流動負債				
未払金		52,281,156	11,517,249	
未払解約金		-	7,749,981	
流動負債合計		52,281,156	19,267,230	
負債合計		52,281,156	19,267,230	
純資産の部				
元本等				
元本		4,040,721,827	2,900,020,723	
剩余金				同左
剩余金又は欠損金（△）		△51,849,806	871,818,213	
元本等合計		3,988,872,021	3,771,838,936	
純資産合計		3,988,872,021	3,771,838,936	
負債純資産合計		4,041,153,177	3,791,106,166	

(重要な会計方針に関する事項に関する注記)

項目	対象期間	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月29日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。	
(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日における直近の日の最終相場）で評価しております。	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	金融商品取引所等に上場されていない有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提示する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
(3) 時価が入手できなかつた有価証券	時価が入手できなかつた有価証券と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもつて時価と認めた価額で評価しております。	(3) 時価が入手できなかつた有価証券	

(貸借対照表に関する注記)

(3) 附属明細表

平成20年10月27日現在		平成21年10月26日現在	
平成19年10月26日		平成20年10月28日	
1. 期首 期首元本額 期首からの追加設定元本額 期首からの解約元本額	2,459,470,032 2,020,085,246 438,833,451	1. 期首 期首元本額 期首からの追加設定元本額 期首からの解約元本額	4,040,721,827 85,711,744 1,226,412,848
2. 平成20年10月27日現在の元本の内訳 日興アクトディーバリュード 日本株バリュー＆クロース・ファンド(適格機関投資家向け) (合計)	2,580,040,185 1,460,681,642 4,040,721,827	2. 平成21年10月26日現在の元本の内訳 日興アクトディーバリュード 日本株バリュー＆クロース・ファンド(適格機関投資家向け) (合計)	2,247,655,110 652,365,613 2,900,020,723
3. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日ににおける当該親投資信託の受益権の総数	4,040,721,827	2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日ににおける当該親投資信託の受益権の総数	2,900,020,723
元本の次損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は51,849,806円であります。			

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

対象期間（自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日）

種類		貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	合計	3,887,295,800	△3,083,069,213
		3,887,295,800	△3,083,069,213

売買目的有価証券

種類		貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	合計	3,710,452,400	588,378,146
		3,710,452,400	588,378,146

対象期間（自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日）

種類		貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	合計	3,710,452,400	588,378,146
		3,710,452,400	588,378,146

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に对応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成20年10月27日現在		平成21年10月26日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9872 円 (9,872 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3066 円 (13,066 円)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9872 円 (9,872 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3066 円 (13,066 円)

(単位：株、円)		備考	
1605	国際石油開発殻石	37	29,267,000
1662	石油資源開発	3,900	4,870
1802	大林組	39,000	363
1819	太平工業	86,000	322
1881	NIPPO	24,000	705
1893	五洋建設	139,000	108
1925	大和ハウス工業	33,000	32,305,000
1959	九電工	27,000	14,553,000
1969	高砂熱学工業	19,000	14,003,000
2331	綜合警備保障	24,100	26,317,200
2665	三井情報	946	15,894,100
2802	味の素	17,000	14,858,000
2875	東洋水産	13,000	32,890,000
2914	J.T	80	21,416,000
3050	DCM Japanホールディングス	34,400	599
3086	J.フロント・リティリング	30,000	472
3099	三越伊勢丹ホールディングス	29,900	918
3110	日東纺	83,000	171
3231	野村不動産ホールディングス	10,300	1,560
3382	セブン＆アイ・ホールディングス	11,500	2,050
3401	帝人	51,000	282
3405	クラレ	33,500	1,008
3407	旭化成	36,300	467
3569	ゼーレン	66,300	578
3593	ホギメディカル	1,200	2,050
3893	日本製紙グレーブ本社	7,800	2,495
4004	昭和電工	81,000	179
4021	日産化学工業	13,000	1,275
4182	三菱ガス化学	65,000	439
4186	東京応化工業	12,900	1,801
4204	穂水化学工業	59,000	510
4206	アイカ工業	21,300	890
4208	宇部興産	83,000	245
4217	日立成工業	9,600	1,941
4452	花王	25,100	2,160
4503	アステラス製薬	7,400	3,580
4536	参天製薬	10,300	3,100
4568	第一三共	12,800	1,808
4901	富士フィルムホールディングス	12,200	2,440
4902	コニカミノルタホールディングス	8,500	929
4921	ファンケル	8,400	1,602
4966	上村工業	4,600	3,980
4989	イハラケミカル工業	116,000	328
5001	新日本石油	56,000	481
5108	ブリヂストン	18,500	1,593
5201	旭硝子	40,000	795
5218	オハラ	12,100	1,385
5232	住友大阪セメント	116,000	168
5233	太平洋セメント	78,000	114
			8,892,000

5401	新日本製鐵	201,900	354	71,154,000		6,800	2,505	17,034,000
5410	合同製鐵	52,000	183	9,516,000		105,000	492	51,660,000
5411	J F E ホールディングス	11,000	3,130	34,430,000		92,200	654	60,298,800
5481	山陽特殊製鋼	56,000	327	18,312,000		67,000	560	37,520,000
5706	三井金属	47,000	255	11,985,000		11,200	2,380	26,656,000
5707	東邦鉛	40,000	508	20,320,000		26,000	1,583	41,158,000
5711	三菱マテリアル	92,000	258	23,736,000		28,000	1,424	39,872,000
5713	住友金属矿山	29,000	1,566	45,414,000		85,000	461	39,185,000
5741	古河スカイ	43,000	146	6,278,000		43,100	737	31,764,700
5802	住友電気工業	42,000	1,187	49,854,000		55,600	558	31,024,800
5812	日立電線	86,000	257	22,102,000		60,000	401	24,060,000
6113	アマダ	57,000	601	34,257,000		7,800	6,230	48,594,000
6180	日本トムソン	37,000	503	18,611,000		98	322,000	31,556,000
6502	東芝	114,000	560	63,840,000		73,000	356	25,988,000
6503	三菱電機	67,000	746	49,982,000		71,000	408	28,968,000
6645	オムロン	15,100	1,567	23,661,700		14,900	3,770	56,173,000
6651	日東工業	17,500	917	16,047,500		122	132,500	16,165,000
6702	富士通	31,000	567	17,577,000		8,700	2,055	17,878,500
6707	サンケン電氣	32,000	328	10,496,000		13,100	1,744	22,846,400
6752	パナソニック	34,700	1,257	43,617,900		9,684	2,360	39,648,000
6762	TDK	3,100	5,300	16,430,000				
6841	横河電機	18,500	798	14,763,000				
6902	デンソー	11,900	2,745	32,665,500				
6967	新光電気工業	22,900	1,494	34,212,600				
6971	京セラ	4,200	8,050	33,810,000				
6991	パナソニック電工	35,000	1,159	40,565,000				
6995	東海理化	11,500	1,767	20,320,500				
7202	いすゞ自動車	84,000	212	17,808,000				
7203	トヨタ自動車	38,500	3,650	140,525,000				
7240	NOK	47,100	1,361	64,103,100				
7242	KYB	45,000	280	12,600,000				
7259	アイシン精機	8,100	2,350	19,035,000				
7267	ホンダ	26,100	2,900	75,690,000				
7309	シマノ	5,900	3,930	23,187,000				
7476	アズワン	18,000	1,679	30,222,000				
7704	アロカ	8,100	784	6,350,400				
7744	ノーリツ鋼機	12,500	779	9,737,500				
7751	キヤノン	13,000	3,650	47,450,000				
7752	リコー	20,000	1,273	25,460,000				
7912	大日本印刷	12,000	1,168	14,016,000				
7931	未来工業	32,400	730	23,632,000				
7943	ニチハ	36,000	559	20,124,000				
7944	ローランド	28,700	984	28,240,800				
7966	リンクス	12,100	1,657	20,049,700				
8001	伊藤忠商事	30,000	612	18,360,000				
8002	丸紅	39,000	484	18,876,000				
8031	三井物産	51,300	1,307	67,049,100				
8053	住友商事	39,100	939	36,714,900				
8058	三菱商事	20,300	2,075	42,122,500				
8078	阪和興業	61,000	325	19,825,000				
8251	ベルコ	40,300	815	32,844,500				
8306	三義UFJファイナンシャル・グループ	226,600	470	106,502,000				
8308	りそなホールディングス	17,500	1,025	17,937,500				
8316	三井住友ファイナンシャル・グループ	21,500	3,140	67,510,000				
8332	横浜銀行	42,000	466	19,572,000				
8354	ふくおかフィナンシャル・グループ	60,000	353	21,180,000				
8369	京都銀行	24,000	806	19,344,000				
8411	みずほフィナンシャル・グループ	170,300	172	29,291,600				
8511	日本証券金融	61,000	718	43,738,000				

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 ファンドの現況

以下のファンドの現況は平成 21 年 10 月 30 日現在です。

純資産額計算書

I 資産総額	2,855,041,779	円
II 負債総額	4,259,748	円
III 純資産総額 (I - II)	2,850,782,031	円
IV 発行済数量	3,085,998,922	口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.9238	円

(参考) アクティブバリュー マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	3,679,035,944	円
II 負債総額	14,760,195	円
III 純資産総額 (I - II)	3,664,275,749	円
IV 発行済数量	2,882,190,096	口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.2714	円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第3計算期間 (1999年10月26日～2000年10月25日)	11,498,592,598	19,614,104,664
第4計算期間 (2000年10月26日～2001年10月25日)	3,000,691,938	3,477,515,491
第5計算期間 (2001年10月26日～2002年10月25日)	734,238,034	1,971,014,957
第6計算期間 (2002年10月26日～2003年10月27日)	247,129,642	2,257,410,679
第7計算期間 (2003年10月28日～2004年10月25日)	925,462,382	1,372,963,198
第8計算期間 (2004年10月26日～2005年10月25日)	2,148,077,574	3,017,398,329
第9計算期間 (2005年10月26日～2006年10月25日)	2,581,558,720	2,413,171,997
第10計算期間 (2006年10月26日～2007年10月25日)	934,142,527	2,125,956,293
第11計算期間 (2007年10月26日～2008年10月27日)	874,835,276	691,858,484
第12計算期間 (2008年10月28日～2009年10月26日)	184,086,084	587,137,166

日興アセットマネジメントの照会先
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。



日興アセットマネジメントの照会先
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。



本書は「交付目論見書（訂正事項分）」と
「請求目論見書（訂正事項分）」を合冊
しております。

日興アクティブバリュー

投資信託説明書（交付目論見書）（訂正事項分）[2010. 7. 27]

「日興アクティブバリュー」（マザーファンドを含みます。）は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

「日興アクティブバリュー 投資信託説明書（交付目論見書） 2010. 1. 26」（以下「交付目論見書」といいます。）につきまして、平成 22 年 7 月 26 日に半期報告書および有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴ない、交付目論見書の記載事項を訂正させていただきます。

投資家の皆様におかれましては、お手数ではございますが交付目論見書の以下の該当部分をこの冊子に従い読み替えて下さいよう、お願い申しあげます。

< 訂正箇所 >

運用の内容について

ファンドの仕組み・体制 11 頁

運営方法について

管理および運営 22 頁

運用の状況について

ファンドの運用状況 28 頁

財務ハイライト情報 33 頁

（中間財務諸表を追加）

この目論見書により行なう「日興アクティブバリュー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 22 年 1 月 25 日に関東財務局長に提出しており、平成 22 年 1 月 26 日にその効力が発生しております。

日興アセットマネジメント

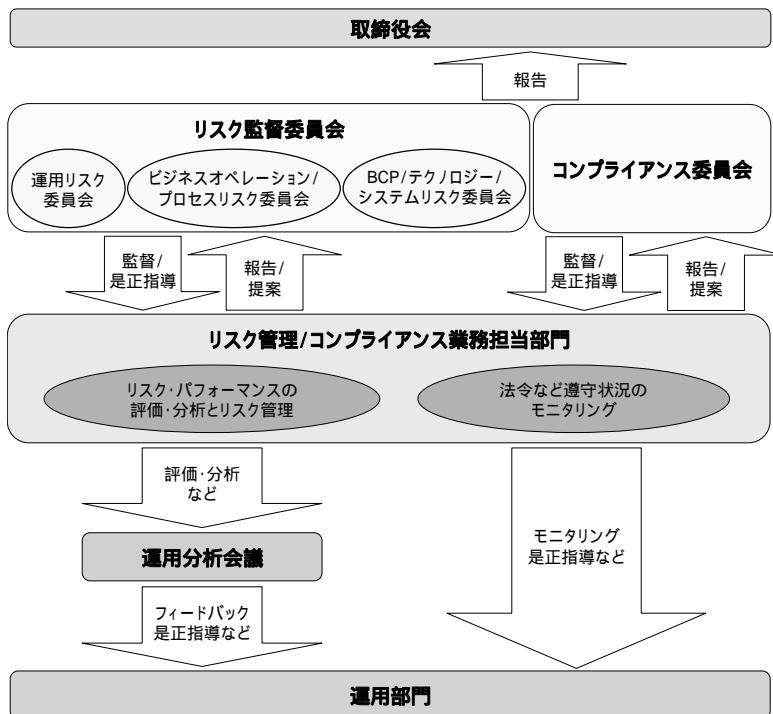
運用の内容について

ファンドの仕組み・体制

運用体制・リスク管理体制

[13 頁]

リスク管理体制



全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成 22 年 7 月 26 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運営方法について

管理および運営

その他

〔25頁〕

委託会社の概況（平成22年5月末現在）

（略）

運用の状況について

ファンドの運用状況

[28 頁]

以下の内容に更新・追加します。

< 更新・追加 >

以下の運用状況は平成 22 年 5 月 31 日現在です。

- 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,720,811	99.71
日本	2,720,811	99.71
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	7,855	0.29
純資産総額	2,728,666	100.00

(3) 運用実績

純資産の推移

	1 口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2009年5月末日	0.9087	2,937
2009年6月末日	0.9439	3,029
2009年7月末日	0.9734	3,106
2009年8月末日	1.0043	3,185
2009年9月末日	0.9431	2,974
2009年10月末日	0.9238	2,850
2009年11月末日	0.8525	2,613
2009年12月末日	0.9315	2,833
2010年1月末日	0.9225	2,790
2010年2月末日	0.9170	2,764
2010年3月末日	1.0201	3,046
2010年4月末日	1.0520	3,092
2010年5月末日	0.9364	2,728

分配の推移

	1 口当たり税込み分配金(円)
第3計算期間(1999年10月26日～2000年10月25日)	0.0100
第4計算期間(2000年10月26日～2001年10月25日)	0
第5計算期間(2001年10月26日～2002年10月25日)	0
第6計算期間(2002年10月26日～2003年10月27日)	0
第7計算期間(2003年10月28日～2004年10月25日)	0
第8計算期間(2004年10月26日～2005年10月25日)	0.0100
第9計算期間(2005年10月26日～2006年10月25日)	0.0100
第10計算期間(2006年10月26日～2007年10月25日)	0.0100
第11計算期間(2007年10月26日～2008年10月27日)	0
第12計算期間(2008年10月28日～2009年10月26日)	0
第13中間計算期間(2009年10月27日～2010年4月26日)	-

収益率の推移

	収益率(%)
第3計算期間（1999年10月26日～2000年10月25日）	3.41
第4計算期間（2000年10月26日～2001年10月25日）	15.86
第5計算期間（2001年10月26日～2002年10月25日）	17.11
第6計算期間（2002年10月26日～2003年10月27日）	17.64
第7計算期間（2003年10月28日～2004年10月25日）	11.89
第8計算期間（2004年10月26日～2005年10月25日）	40.42
第9計算期間（2005年10月26日～2006年10月25日）	22.39
第10計算期間（2006年10月26日～2007年10月25日）	4.79
第11計算期間（2007年10月26日～2008年10月27日）	51.12
第12計算期間（2008年10月28日～2009年10月26日）	29.61
第13中間計算期間（2009年10月27日～2010年4月26日）	12.08

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考) アクティブバリュー マザーファンド

以下の運用状況は平成22年5月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
株式	3,516,706	98.48
日本	3,516,706	98.48
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	54,208	1.52
純資産総額	3,570,914	100.00

財務ハイライト情報

〔33頁〕

以下の内容に更新・追加するとともに、「中間財務諸表」を追加します。

<更新・追加>

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」および「中間財務諸表」については、あらた監査法人による監査および中間監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書および中間監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」に添付されています。

日興アクティブバリュー

<中間貸借対照表>

(単位：円)

科目	期別	前中間計算期間末 平成21年4月27日現在	当中間計算期間末 平成22年4月26日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		47,148,000	39,965,945
親投資信託受益証券		2,658,975,748	3,118,706,025
派生商品評価勘定		2,553,243	-
未収入金		621,543	6,182,711
差入委託証拠金		1,200,000	-
流動資産合計		2,710,498,534	3,164,854,681
資産合計		2,710,498,534	3,164,854,681
負債の部			
流動負債			
前受金		2,518,000	-
未払解約金		465,247	15,941,383
未払受託者報酬		1,408,760	1,492,852
未払委託者報酬		20,005,208	21,199,414
その他未払費用		112,643	119,379
流動負債合計		24,509,858	38,753,028
負債合計		24,509,858	38,753,028
純資産の部			
元本等			
元本		3,241,331,521	2,951,043,672
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金()		555,342,845	175,057,981
(分配準備積立金)		556,010,835	536,277,959
元本等合計		2,685,988,676	3,126,101,653
純資産合計		2,685,988,676	3,126,101,653
負債純資産合計		2,710,498,534	3,164,854,681

<中間損益及び剰余金計算書>

(単位:円)

科目	期別	前中間計算期間 自 平成 20 年 10 月 28 日 至 平成 21 年 4 月 27 日	当中間計算期間 自 平成 21 年 10 月 27 日 至 平成 22 年 4 月 26 日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		23,216	9,089
有価証券売買等損益		367,087,795	361,503,779
派生商品取引等損益		1,482,218	299,158
営業収益合計		368,593,229	361,213,710
営業費用			
受託者報酬		1,408,760	1,492,852
委託者報酬		20,005,208	21,199,414
その他費用		112,643	119,379
営業費用合計		21,526,611	22,811,645
営業利益		347,066,618	338,402,065
経常利益		347,066,618	338,402,065
中間純利益		347,066,618	338,402,065
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額		33,394,023	1,576,720
期首剰余金又は期首次損金()		951,930,925	170,894,474
剰余金増加額又は欠損金減少額		110,402,745	11,402,945
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		110,402,745	11,402,945
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		27,487,260	2,275,835
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		27,487,260	2,275,835
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金()		555,342,845	175,057,981

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

項目	期 別	前中間計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年4月27日	当中間計算期間 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左	

日興アクティブバリュー

投資信託説明書（請求目論見書）（訂正事項分）[2010. 7. 27]

「日興アクティブバリュー」（マザーファンドを含みます。）は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

「日興アクティブバリュー 投資信託説明書（請求目論見書） 2010. 1. 26」（以下「請求目論見書」といいます。）につきまして、平成 22 年 7 月 26 日に半期報告書および有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴ない、請求目論見書の記載事項を訂正させていただきます。

投資家の皆様におかれましては、お手数ではございますが請求目論見書の以下の該当部分をこの冊子に従い読み替えて下さいますよう、お願い申しあげます。

< 訂正箇所 >

第 4 ファンドの経理状況	6 頁
（中間財務諸表を追加）	
第 5 設定及び解約の実績	15 頁

この目論見書により行なう「日興アクティブバリュー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 22 年 1 月 25 日に関東財務局長に提出しております、平成 22 年 1 月 26 日にその効力が発生しております。

日興アセットマネジメント

第4 ファンドの経理状況〔6頁〕

以下の内容に更新・追加するとともに、「中間財務諸表」を追加します。

<更新・追加>

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号。その後の改正を含みます。)に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間計算期間（平成20年10月28日から平成21年4月27日まで）及び当中間計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年6月3日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興アクティブバリューの平成20年10月28日から平成21年4月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アクティブバリューの平成21年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年10月28日から平成21年4月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

平成22年6月2日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

佐々木貴之

指定社員 公認会計士
業務執行社員

千葉田洋一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興アクティブバリューの平成21年10月27日から平成22年4月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アクティブバリューの平成22年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

日興アクトイブバリュー

(1) 中間資産対照表

科目 資産の部	期別		当中間計算期間末 平成22年4月27日現在		当中間計算期間 平成21年4月26日現在	金額	当中間計算期間 平成22年4月26日現在
	前中間計算期間末 平成21年4月27日	金額	前中間計算期間末 平成22年4月27日	金額			
コール・ローン	47,148,000	39,965,945				23,216	9,089
新投資信託受付証券	2,658,975,748	3,118,705,025				367,987,795	361,503,779
派生商品評価勘定	2,553,243	-				1,482,218	299,158
未収入金	621,543	6,182,711				368,593,229	361,213,710
差入委託証拠金	1,200,000	-					
活動資産合計	2,710,498,534	3,164,854,681				1,408,760	1,492,852
資産合計	2,710,498,534	3,164,854,681				20,005,208	21,199,414
負債の部						112,643	119,379
流動負債						21,526,611	22,811,645
前受金	2,518,000	-				347,066,618	338,402,065
未払解約金	465,247	15,941,383				347,066,618	338,402,065
未払受取者報酬	1,408,760	1,492,852				33,394,023	33,402,065
未払委託者報酬	20,005,208	21,199,414				951,330,925	1,576,720
その他未払費用	1,12,643	115,379				170,894,474	
流動負債合計	24,509,858	38,753,028				110,402,745	11,402,945
負債合計	24,509,858	38,753,028					
純資産の部							
元本等	3,241,331,521	2,951,043,672				27,487,260	2,275,835
元本							
純資産						27,487,260	2,275,835
中間余金又は中間欠損金()	555,342,845	175,057,981					
(分配準備積立金)	556,010,835	536,277,959					
元本等合計	2,685,988,676	3,126,101,053					
純資産合計	2,685,988,676	3,126,101,053					
負債純資産合計	2,710,498,534	3,164,854,681					

(2) 中間損益及び剰余金計算書

科目	期別		當中間計算期間 平成22年4月27日現在		當中間計算期間 平成21年4月26日現在	金額	當中間計算期間 平成22年4月26日現在
	前中間計算期間 平成21年4月27日	金額	前中間計算期間 平成22年4月27日	金額			
營業収益							
受取利息							
有価証券売買等損益							
派生商品取引等損益							
営業収益合計							
営業費用							
受託者報酬							
委託者報酬							
その他費用							
営業費用合計							
経常利益							
経常利益							
中間純利益							
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額							
期首剰余金又は期首欠損金()							
剰余金増加額又は欠損金減少額							
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額							
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額							
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額							
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額							
分配金							
中間剰余金又は中間欠損金()							
(分配準備積立金)							
元本等合計	2,685,988,676	3,126,101,053					
純資産合計	2,685,988,676	3,126,101,053					
負債純資産合計	2,710,498,534	3,164,854,681					

(3) 中間注記表

(デリバティブ取引等に関する注記)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	前中間計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年4月27日	当中間計算期間 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前中間計算期間 平成21年4月27日現在	当中間計算期間 平成22年4月26日現在
1. 期首元本額	3,514,904,684 円	1. 期首元本額 3,111,853,602 円
期中追加設定元本額	137,022,878 円	46,392,289 円
期中解約元本額	410,596,041 円	207,202,219 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	3,241,331,521 口	2,951,043,672 口
3. 元本の欠損	中間計算書上の純資産額が元本総額を下回つており、その差額は55,342,845円であります。	

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前中間計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年4月27日	当中間計算期間 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
該当事項はありません。		該当事項はありません。

(取引の時価等に関する事項)

（株式関連）			
区分	種類	契約額等	時価
株価指数先物取引 買建	14,162,000	-	16,720,000
市場取引			2,558,000
合計	14,162,000	-	16,720,000
			2,558,000

（単位：円）

（注）時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日Q、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
2. 2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
3. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（1口当たり情報）

前中間計算期間 平成21年4月27日現在	当中間計算期間 平成22年4月26日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)

(参考)

当ファンドは「アクティブバリュー マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「新投資信託受益証券」は、同親投資信託の状況は次の通りです。

「アクティブバリュー マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

アクティブバリュー マザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	平成21年4月27日現在	平成22年4月26日現在	(単位：円)
資産の部				
流動資産				
コール・ローン	21,249,471	29,452,029		
株式	4,191,419,260	4,015,679,080		
未収入金	114,101,083	21,381,221		
未収配当金	50,222,530	34,229,800		
流動資産合計	4,376,992,344	4,100,741,930		
資産合計	4,376,992,344	4,100,741,930		
負債の部				
流動負債				
未払金	88,209,789	4,432,714		
未払報酬金	621,543	6,182,711		
流動負債合計	88,831,332	10,615,425		
負債合計	88,831,332	10,615,425		
純資産の部				
元本等				
元本	3,793,099,944	2,782,747,667		
剰余金				
剰余金又は欠損金（）	495,061,068	1,307,378,838		
元本等合計	4,288,161,012	4,090,126,505		
純資産合計	4,376,992,344	4,100,741,930		
負債純資産合計	4,376,992,344	4,100,741,930		

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間	自 平成20年10月28日 至 平成21年4月27日	自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
有価証券の評価基準及び評価方法			
(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券		株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金 融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券 の場合は計算期間末日ににおいて知りうる直近の日の最終相場） 又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券 の場合は計算期間末日ににおいて知りうる直近の日の最終相場） 又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計価値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は價格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券		株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券 の場合は計算期間末日ににおいて知りうる直近の日の最終相場） 又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計価値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は價格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券 の場合は計算期間末日ににおいて知りうる直近の日の最終相場） 又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計価値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は價格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
(3) 時価が入手できなかった有価証券			時価が入手できなかった有価証券
同左			同左

(貸借対照表に関する注記)

	平成21年4月27日現在	平成20年10月28日現在	平成22年4月26日現在
1. 期首			
期首元本額	4,040,721,127 円	1. 期首	期首元本額
期首からの追加設定元本額	59,890,498 円	期首からの追加設定元本額	2,900,020,723 円
期首からの解約元本額	307,512,381 円	期首からの解約元本額	27,511,606 円
平成21年4月27日現在の元本の内訳		平成22年4月26日現在の元本の内訳	144,784,662 円
日興アクトライブリューム	2,352,035,160 円	日興アクトライブリューム	2,121,857,413 円
日本株(リユース・フ	1,441,064,784 円	日本株(リユース・フ	660,890,254 円
アンド(連結機関投資家向け)		アンド(連結機関投資家向け)	
(会計)	3,793,099,944 円	2. 本報告書における開示対象フ	2,782,747,667 円
2. 本報告書における開示対象フ		アンドの中間計算期間末日に	
アンドの中間計算期間末日に	3,793,099,944 口	おける当該親投信託の受益	2,782,747,667 口
の発行		権の総数	
当該親投信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額			

(1口当たり情報)

	平成21年4月27日現在	平成22年4月26日現在
1口当たり純資産額	1,1305 円	1口当たり純資産額
(1万口当たり純資産額)	(11,305 円)	(1万口当たり純資産額)

第5 設定及び解約の実績〔15頁〕

以下の内容に更新・追加します。

<更新・追加>

	設定数量(口)	解約数量(口)
第3計算期間（1999年10月26日～2000年10月25日）	11,498,592,598	19,614,104,664
第4計算期間（2000年10月26日～2001年10月25日）	3,000,691,938	3,477,515,491
第5計算期間（2001年10月26日～2002年10月25日）	734,238,034	1,971,014,957
第6計算期間（2002年10月26日～2003年10月27日）	247,129,642	2,257,410,679
第7計算期間（2003年10月28日～2004年10月25日）	925,462,382	1,372,963,198
第8計算期間（2004年10月26日～2005年10月25日）	2,148,077,574	3,017,398,329
第9計算期間（2005年10月26日～2006年10月25日）	2,581,558,720	2,413,171,997
第10計算期間（2006年10月26日～2007年10月25日）	934,142,527	2,125,956,293
第11計算期間（2007年10月26日～2008年10月27日）	874,835,276	691,858,484
第12計算期間（2008年10月28日～2009年10月26日）	184,086,084	587,137,166
第13中間計算期間（2009年10月27日～2010年4月26日）	46,392,289	207,202,219